

対日直接投資加速プログラム 平成20年4月フォローアップ

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況とりまとめ案	今後実施予定の内容とりまとめ案
1	地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上			
	○国及びジェトロは、地方自治体と協力するとともに、民間の融資機関、助言機関等とのネットワークを活用することにより、外国企業、地域のニーズ・要望の把握に努め、産業クラスター計画、中小企業関連施策と連携し、特区・地域再生の取組も踏まえ、企業発掘から企業設立、事業拡大までをシームレスに繋ぐための支援を行う。	内閣官房、経済産業省、ジェトロ	<p>(内閣官房) 平成 18 年度以降、構造改革特区の規制の特例措置に関する提案受付(4回)、地域再生の支援措置に関する提案受付(2回)、全国規模での規制改革の要望受付(3回)、構造改革特別区域計画の認定(6回)・地域再生計画の認定(7回)を通じ、地域の対日投資促進への取組を支援している。</p> <p>(経済産業省・ジェトロ) ・外国企業の案件発掘から対日進出後のアフターケアまでのシームレスな連携を実行するために、平成 15～16 年度は「先進的対内直接投資推進事業」、平成 17 年度より「外国企業誘致地域支援事業」(ジェトロ委託)を実施。平成 19 年度は 17 地域に対して年度採択枠での支援を決定した。その結果、平成 17 年 4 月から平成 19 年度末までに約 540 社を招へいし、約 110 社の立上げ支援を実施した。 ・地方自治体との協力の下、平成 19 年 1 月に名古屋で開催した「地方対日投資会議 2007～グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ・シンポジウム～」(「グレーター・ナゴヤ クラスターフォーラム 2007」と併催)において、「外国企業誘致地域支援事業」を活用して外国企業を誘致招へいし、本フォーラムへ出展している国内企業、来場者とのビジネス交流を実施した。 ・平成 19 年 9 月には、神戸市・大阪市において開催された「第 9 回世界華商大会」を活用し、インベスト・ジャパン(内閣府)及びビジット・ジャパン・キャンペーン(近畿運輸局)事業の一環として日本・関西の魅力を発信し、海外からの対日投資及び観光需要の更なる拡大を図る双方事業「インベストジャパン/ビジットジャパンキャンペーン共同シンポジウム」を実施した。 ・既進出外資企業が今後の日本での事業拡大計画を自治体の企業誘致担当者に説明するワークショップを平成 19 年 10 月および平成 20 年 2 月に実施。 ・産業クラスター計画との連携に関しては、ジェトロが地域産業の海外産業との交流を支援するために実施する地域間交流支援事業(RIT 事業)において、クラスター計画の関係者を</p>	<p>(内閣官房) 対日投資の促進に向け、引き続き特区・地域再生を推進。</p> <p>(経済産業省・ジェトロ) 引き続き左記の「外国企業誘致地域支援事業」を軸に、「特区・地域再生計画」(内閣官房)、総務省が実施している「頑張る地方応援プログラム」及び「企業立地促進法」、産業クラスター計画や中小企業関連施策等の関係施策との連携による支援を図っていく。</p>

		<p>事業採択の際にオブザーバとして参加させる等の連携を行っている。なお、平成 19 年度の RIT 事業においては、クラスター計画の核をなす推進組織及び拠点組織が、全 15 件のうち半数程度採択された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業関連施策との連携としては、平成 18 年末に策定された「中小企業の地域資源を活用した事業展開の支援に関する各省連携方策」の中で、マーケティング人材等のネットワーク化を構築するために、ジェトロと協力し外国企業の連携等の専門家をリストアップし、外国企業と地域中小企業との連携を図ることとなった。 ・産業クラスター計画のプロジェクトの一つである「関西フロントランナープロジェクト」において、平成 18 年 6 月、外資系企業等が情報家電分野に関する技術・アイデアを関西の主要な情報家電関連企業に提案するための常設マッチングシステム（情報家電ビジネスパートナー）を構築（国内窓口 10, 海外窓口 10）。 	
	<p>○地域の中小企業等を含む民間機関等が取り組む地域資源を活用した新事業の具体化を支援する観点から、ジェトロによる外国も含めた幅広い情報交流のネットワークを構築することにより、外国企業のノウハウも活用しつつ、一層の地域活性化を図る。</p>	<p>経済産業省、ジェトロ</p> <p>（経済産業省・ジェトロ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国企業の案件発掘から対日進出後のアフターケアまでのシームレスな連携を実行するために、平成 15～16 年度は「先進的対内直接投資推進事業」、平成 17 年度より「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）を実施。平成 19 年度は 17 地域に対して年度採択枠での支援を決定した。その結果、平成 17 年 4 月から平成 19 年度末までに約 540 社を招へいし、約 110 社の立上げ支援を実施した。（再掲） ・地方自治体との協力の下、平成 19 年 1 月に名古屋で開催した「地方対日投資会議 2007～グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ・シンポジウム～」（「グレーター・ナゴヤ クラスターフォーラム 2007」と併催）において、「外国企業誘致地域支援事業」を活用して外国企業を誘致招へいし、本フォーラムへ出展している国内企業、来場者とのビジネス交流を実施した。（再掲） ・平成 19 年 9 月には、神戸市・大阪市において開催された「第 9 回世界華商大会」を活用し、インベスト・ジャパン（内閣府）及びビジット・ジャパン・キャンペーン（近畿運輸局）事業の一環として日本・関西の魅力を発信し、海外からの対日投資及び観光需要の更なる拡大を図る双方事業「インベストジャパン／ビジットジャパンキャンペーン共同シンポジウム」を実施した。（再掲） ・既進出外資企業が今後の日本での事業拡大計画を自治体の企業誘致担当者に説明するワークショップを平成 19 年 10 月および平成 20 年 2 月に実施。（再掲） 	<p>（経済産業省・ジェトロ）</p> <p>引き続き、「外国企業誘致地域支援事業」を軸に、関係施策と連携し、外国企業のノウハウを活用しつつ、一層の地域活性化を図る。</p>

		<p>を強化した地域間交流支援事業(RIT事業)を平成19年度から実施しており、同事業においては、産業クラスター計画の関係者を事業採択の際にオブザーバとして参加させる等、産業クラスター計画との連携による情報交流ネットワークの構築強化を図った。</p> <p>・平成18年末に策定された「中小企業の地域資源を活用した事業展開の支援に関する各省連携方策」の中で、マーケティング人材等のネットワーク化を構築するために、ジェトロと協力し外国企業の連携等の専門家をリストアップし、外国企業と地域中小企業との連携を図ることとなった。(再掲)</p>	
○地域の投資関連情報(地域の産業集積、専門人材、企業、インフラ等の情報)を整備し、投資家が欲する内容に合わせ、情報をより充実させていく投資家志向のウェブサイト構築する。	経済産業省、ジェトロ	<p>(経済産業省・ジェトロ)</p> <p>・平成18年10月よりジェトロのウェブサイト上で、地域進出支援ナビを立ち上げ、賛同・協力している各地方自治体の誘致を推進する産業とその産業や研究機関の集積、地域のインフラやインセンティブの魅力、投資エキスパート人材情報、既進出外国企業情報を提供している。</p> <p>・平成19年度は、地域進出支援ナビ上に自治体誘致担当者や産業分野のエキスパートを投資関連情報の総合案内役「投資情報コンシェルジュ」として顔写真入りで登録し、外国企業からの質問を一元的に受け付け回答する体制を築いた。また、自治体への質問をまとめたFAQも構築した。さらに、「パートナー候補企業情報」を提供するコーナーも加えた。</p>	<p>(経済産業省・ジェトロ)</p> <p>利用者の利便性向上につながる改善に引き続き努めていく。「地域進出支援ナビ」について、デザイン変更を行うほか、英語、日本語に加えて独語、仏語、中国語、韓国語でも基本情報サイトを平成20年10月に開設する予定。</p>
○国際競争力のある研究・教育拠点を整備するため、世界トップクラスの研究教育拠点を目指す組織に対する競争原理の下での重点投資の一層強力な推進等の取組を通じて、世界トップクラスとして位置付けられる研究拠点の30拠点程度の形成を目指す。	内閣府、文部科学省	<p>(内閣府)</p> <p>「第3期科学技術基本計画」「イノベーション創出総合戦略」等を踏まえ、世界トップレベルの研究拠点づくりの基本的な考え方を、平成18年12月の総合科学技術会議において有識者議員から報告した。(「世界トップレベルの研究拠点づくりについて」)</p> <p>また、優秀な人材の国際的好循環の促進、国際的に魅力ある研究環境基盤の整備等、我が国の大学における研究の国際競争力を高める方策について、平成19年11月の総合科学技術会議において有識者議員から報告した。(「大学・大学院の研究システム改革～研究に関する国際競争力を高めるために～」)</p> <p>(文部科学省)</p> <p>・「21世紀COEプログラム」(平成19年度予算額220億円)において、第三者評価に基づく競争原理により、国公立大学を通じて、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援している。また平成19年度から新たに「グローバルCOEプログラム」(平成19年度予算額158億円63拠点採択)を実施し、「21世紀COEプログラム」の成果を踏まえ、国際的な卓越</p>	<p>(内閣府)</p> <p>「世界トップレベル国際研究拠点形成プログラム」については、平成19年度に文部科学省において5拠点を決定し、プログラムが開始しているところである。今後、総合科学技術会議としても引き続きフォローアップする。</p> <p>(文部科学省)</p> <p>・「21世紀COEプログラム」(平成20年度予算額39億円)において、平成16年度採択拠点に対して継続支援を行う。また、「グローバルCOEプログラム」(平成20年度予算額340億円)において、平成19年度採択拠点に対して継続支援を行うとともに、新たに60拠点程度を採択予定。</p>

		<p>した教育研究拠点形成をより重点的に支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、平成 19 年度に、「世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI プログラム)」(平成 19 年度予算額 35 億円)として、公募により 5 件を採択した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度は、「世界トップレベル国際研究拠点形成プログラム(WPI プログラム)」(平成 20 年度予算額 71 億円)として、活動を開始している既採択 5 拠点の拠点づくりの活動を本格化させる。 引き続き、これらのプログラムを通じ、国際的に卓越した拠点の形成を支援していく。
○「地域の知の拠点再生プログラム」に基づき、地域の知の拠点である大学等の活性化・活用による地域再生を図る。	内閣府、文部科学省、関係省庁	<p>(内閣官房)</p> <p>平成 18 年度から、「地域の知の拠点再生プログラム」を活用した地域再生計画を、60 件認定。</p>	<p>(内閣官房)</p> <p>今後も、「地域の知の拠点再生プログラム」を活用した地域の取組を支援することにより、地域の知の拠点である大学等の活性化・活用による地域再生を図る。</p>
		<p>(文部科学省)</p> <p>平成 20 年 2 月末現在、計 81 名のコーディネーターを各大学等に配置し、研究成果の外国企業への技術移転などの国際的な産学官連携活動を含め、大学等における産学官連携の取組みのステージに応じて活動を実施。</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>平成 20 年度から、「産学官連携戦略展開事業」において、産学官連携コーディネーターの更なる効果的な配置を行うとともに、地域の知の拠点再生担当及びイノベーションの創出に向けた目利き・制度間つなぎ担当の重点配置を推進する。</p>
○外交ルート及びジェットロを活用しつつ、政府間及び民間での国際交流を進め、国内の産業クラスターと海外の産業クラスターとの連携を図る。さらに、事業提携、共同研究開発、投資交流等に関する協力を目指す。	外務省、経済産業省、ジェットロ	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランスとの間で、両国クラスターにおけるコンタクト先の交換や、バイオ・ナノ分野の専門家を含むミッションの相互派遣を実施した。(日本側ミッションの仏訪問:平成 18 年 3 月、仏側ミッションの日本訪問:平成 18 年 5 月) ・平成 18 年 9 月末、関西地域のバイオクラスターを振興する産官学のメンバーで組織した関西バイオミッションが、欧州最大のバイオ集積地であるケンブリッジを訪問し、活発な交流を行った。 ・平成 18 年 9 月にロンドン、11 月にシンガポール、サンフランシスコで対日投資シンポジウムを開催。平成 19 年には、6 月に韓国 京畿道、10 月にワシントン D.C.、マイアミ、11 月にデュッセルドルフで対日投資シンポジウムを開催した。 ・平成 18 年 10 月、「日米投資イニシアティブ」の一環として、「日米投資促進セミナー」を仙台、横浜で、平成 19 年 9 月に「日米投資交流セミナー」を大阪で開催した。 ・「外国企業誘致地域支援事業」の一環として、国内外の産業クラスターの連携を図りつつ、外国企業の誘致活動を実施することとし、平成 19 年 1 月に名古屋で「東海地域クラスターフォーラム&GNI外国企業招へい事業合同イベント」を実施した。 ・平成 19 年 6 月、「2007 年日米投資イニシアティブ報告書」を発表した。 ・平成 19 年 11 月に文部科学省の知的クラスター創成事業(第 I 期)と連携して東京で開催した全国クラスターフォーラム 	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年秋頃に、国内で日米投資促進セミナーを開催予定(場所未定)。 ・平成 20 年 10 月にシカゴ、11 月にロンドン、12 月にパリで対日投資シンポジウムを開催する予定。 ・平成 20 年 11 月の全国クラスターフォーラム及び先端テクノフェアにおいて、引き続き海外のクラスター組織に対する情報提供を行う。 ・平成 20 年 7 月、「2008 年日米投資イニシアティブ報告書」を発表予定。

		及び先端テクノフェアにおいて、海外のクラスター組織に対する情報提供を行った。	
○「ビジット・ジャパン・キャンペーン」等の着実な実施により、「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致」を実現し、「世界に開かれた観光大国」を目指す。	国土交通省	(国土交通省) 日本を訪れる外国人旅行者数を2010年までに1,000万人とするという目標を達成するため、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で実施。	(国土交通省) 平成20年度は訪日旅行者の満足度を高めリピーターを促進すべく、国際観光振興の更なる展開を図るため、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組むほか、ICカードの共通化・相互利用化などの旅行者の利便性の増進を図る。あわせて、国際会議の開催・誘致を推進する。
○対日直接投資促進自治体フォーラム等の地域からの提案を踏まえ、次期通常国会への法案提出を念頭に置いた特区制度の見直しを通じ、地域の積極的な関与を前提に、対日投資関連の規制特例等をパッケージで実現する対日投資促進特区を推進する。	内閣官房	(内閣官房) ・「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針(平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定)」において、対日直接投資促進自治体フォーラム等の地域からの提案に関連するものを含め、高度人材に対する入国審査手続き等、対日投資促進に資する所要の対応を決定。 ・構造改革特区制度の見直しの中で、規制改革を一層推進するため、評価・調査委員会を設けるとともに、地域の創意工夫を高める取組を強化した改正法を19年3月に施行。	(内閣官房) 引き続き、対日直接投資促進自治体フォーラム等からの提案を踏まえ、対日投資関連の規制特例等を実現する特区を推進する。
2 世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備等			
A 企業の事業環境整備等			
A-1) 企業が経営資源を有効に活用できるように、合併・買収をはじめとする組織再編や組織形態の柔軟化を推進するとともに、人材確保、人流・物流の円滑化、円滑な資金の移動及び技術等のインフラ整備等、横断的な事業環境を整備する。			
①(組織再編・組織形態の柔軟化)			
○ 会社法の「合併等対価の柔軟化」に係る部分を平成19年夏までに着実に実施するとともに、関連する税制措置については、実施までの間に、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も十分に踏まえ検討し、結論を得る。また、組織再編が円滑に実施できるよう関連する法制度について必要に応じて検討を行う。	法務省、財務省(経済産業省)関係府省庁	(法務省・経済産業省) 会社法の「合併等対価の柔軟化」に関する規定が予定どおり平成19年5月1日に施行された。また、これに併せ、合併等に係る消滅会社等の事前開示義務を拡充するため、会社法施行規則の一部を改正した。 なお、合併等の対価に外国会社の株式(譲渡につき制限のないもの)を用いる場合にも、日本国内の会社の株式を用いる場合と同様の決議要件が適用される。 (財務省・経済産業省) 平成19年5月1日以後可能となつたいわゆる三角合併等について課税繰延べを認めるなどの措置を講じた。	-
○ 合同会社(LLC)制度や有限責任事業組合(LLP)制度の活用状況について実態を把握する。	経済産業省	(経済産業省) LLPの登記の状況やLLPの活用状況について、調査を行い、平成19年5月に公表した。	(経済産業省) 平成19年度末の調査結果がまとめ次第、公表する予定。
○ 市場監督機関は、コーポレート・ガバナンスの監視・裁定のため、公	金融庁	(金融庁) ・証券取引法の一部を改正する法律のうち、公開買付制度等	(金融庁) ・証券取引法の一部を改正する法律のうち、内部統

<p>開買付規制及び大量保有報告制度の見直し、四半期報告制度の導入並びに財務諸表等に係る内部統制の強化等、上場企業における情報開示の充実等を通じて、企業の透明性、信頼性の向上に努める。</p>		<p>及び大量保有報告制度の見直しに関する規定を平成 18 年 12 月 13 日に施行した(ただし、大量保有報告制度の特例報告の提出期限等に係る見直しは平成 19 年 1 月 1 日、大量保有報告書等の電子提出の義務化については平成 19 年 4 月 1 日に施行)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 2 月 15 日付で、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」を公表した。 平成 19 年 3 月 27 日付で、「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」を公表した。 	<p>制報告制度及び四半期報告制度の導入に関する規定は平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。</p>
<p>○受託者責任を強化するため、機関投資家の議決権行使結果について、行使状況の開示を促進する。</p>	<p>金融庁、関係府省庁</p>	<p>(金融庁) 社団法人投資信託協会に対し、会員による議決権の代理行使の実績を公表するよう促し、同協会は平成 18 年 10 月以降、議決権行使状況の調査結果を 1 年に 1 度公表することとした。</p> <p>(厚生労働省) (旧)年金資金運用基金においては、毎年業務概況書の中で運用受託機関の議決権行使状況を集計して公表していた。平成 18 年 4 月に新たに設立された年金積立金管理運用独立行政法人においても平成 19 年 7 月 31 日に同様の報告を行っている。</p>	<p>(金融庁) 投資信託協会は議決権行使状況の開示を今後も継続して行うこととしている。</p> <p>(厚生労働省) 引き続き、議決権行使状況の公表を行う。</p>
<p>②(人材育成)</p>			
<p>○ 創造的な人材を確保するため、任期制の広範な定着や、公募等開かれた形での研究者の採用、産学官の人材交流推進等を通じた知的人材の流動化を進める。</p>	<p>文部科学省、経済産業省</p>	<p>(文部科学省) 平成 18 年度より、大学等において、任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積み、厳格な審査を経てより安定的な職を得る仕組みの導入を奨励する「若手研究者の自立的研究環境整備促進事業」を 9 機関で実施。平成 19 年度は、さらに 12 機関を採択し、現在 21 機関で実施。</p>	<p>(文部科学省) 平成 20 年度は、新たに 9 機関程度を採択する予定であり、引き続き、同事業により創造的な研究人材の確保を図る。</p>
<p>○ 専門知識や国際社会で求められる英語力、プレゼンテーション能力、企画・マネジメント能力を身に付け、国際的に活躍できる人材を養成する。この観点から、初等中等教育における英語教育の充実や、外国人学生との交流等を推進する。</p>	<p>外務省、文部科学省</p>	<p>(外務省) 語学指導等に従事する外国青年を我が国に招致するJETプログラムの実施にあたり、外務省において、在外公館を通じた募集・広報・選考を実施。</p> <p>(文部科学省) ・英語指導法開発事業(平成 17 年度より実施)を平成 18 年度、平成 19 年度に全国 6 ブロックで実施。また、海外派遣研修を実施し、平成 18 年度は 88 名、平成 19 年度は 66 名の教員が参加。 ・更に、高等学校段階での留学等の交流を促進するため、高校生留学交流団体への経費補助等を実施。</p>	<p>(外務省) 国際的に活躍できる人材の養成に資するよう、引き続き、在外公館を通じ、JETプログラムの積極的な広報及び優秀な参加者の選考に努める。</p> <p>(文部科学省) ・引き続き、海外研修を実施し、英語教員の指導力向上及び指導体制の充実を図る。 ・引き続き、高等学校段階での留学等の交流を促進し、異文化体験の充実等による国際的視野を持つ人材育成を図る。</p>

<p>○ 経営や技術の双方に通じて即戦力となる人材の育成や外国語に堪能な人材の育成に一層力を入れるため、専門職大学院等を活用し、「技術経営」分野や「ビジネス」分野の教育の充実を図る観点から、専門職大学院等の教育プログラムに関する優れた取組を支援する。産業界や国際的なニーズに対応でき、知の拠点として地域に貢献する高等教育が実現されるよう、機動的な学部・学科の創設・再編を推進し、これらの教育を提供する大学等の質の保証を図るため、認証評価制度を着実に実施する。</p>	<p>文部科学省、 経済産業省</p>	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学院等教育推進プログラムにおいて、18年度に選定した各種の専門職大学院において行われる教育内容・方法の開発・充実等に取り組む優れた教育プロジェクトについて、継続的に財政支援を実施した。支援対象のプロジェクトの中には、技術経営、ビジネス分野の専門職大学院も含まれている。 ・平成18年度は73大学、45短期大学、18高等専門学校、2法科大学院が、平成19年度は130大学、55短期大学、20高等専門学校、22法科大学院が認証評価を受けた。また、平成19年度に、経営分野、会計分野の専門職大学院の認証評価機関として2機関が認証されたことにより、専門職大学院(法科大学院含む)の評価を行う機関は5機関となっている。 	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度からは、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、専門職大学院等における、産業界、学協会、職能団体及び自治体等との連携の強化に基づいた教育方法等の充実に資する先導的な取組に対して支援を行う。 ・法令で定められた期間内※に全ての大学等が認証評価を受けるよう体制を整備し、高等教育の質保証を図る。 ※専門職大学院については、5年以内ごと、その他は7年以内ごと。 <p>現在2機関が新たに専門職大学院(法科大学院以外)の認証評価機関として認証の申請を行っており、認証について中央教育審議会において審査中。</p>
		<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営や技術の双方に通じて即戦力となる技術経営人材の育成等を目的とする「技術経営人材育成プログラム導入促進事業」(平成14～18年度)を実施し、教育プログラムの開発・実証、普及活動を行うと共に、教育プログラムの質の確保に向けた認定の検討、試行評価を実施した。これまでに技術経営の重要性や認知度が向上したほか、人材育成プログラムも多く立ち上がり一定の成果を見せている。(MOTプログラム4000人/年、社内研修6000人/年) ・平成19年度においては、MOT教育ガイドラインを用いてMOTプログラム評価の試行活動を実施し、将来に向けた質の確保に向けた体制構築の機運を高めた。 	<p>(経済産業省)</p> <p>国内外のMOTプログラムを習得した人材の活用実態について調査を行い、MOTを活用するための実効性の高い仕組みの導入を産学の関係者に働きかけることで、我が国のMOTプログラムの活用を進める。</p>
<p>③(海外人材の受入拡大)</p>			
<p>○ 研究開発基盤の強化、奨学金等の留学生の受入支援策の充実や国内就職の促進、大学等における外国人のための環境整備など、アジアをはじめとする諸外国からの留学生・研究者を含めた海外の優れた人材を国内に積極的に受け入れるとともに、それらが日本の優れた人材と出会うことで新たな融合が生まれやすくなるような環境を整備する。外国企業を含めた海外研究開発拠点の誘致や外国人人材の流入を図ることを通じて、国際競争力のある</p>	<p>外務省、文部科学省、 経済産業省</p>	<p>(外務省)</p> <p>ウェブサイト「日本留学総合ガイド」による情報提供(平成14年3月より)、日本留学説明会の実施支援等、日本留学の魅力を発信する積極的な広報・情報提供を実施。在外公館を通じて国費留学生の募集・選考を実施。</p>	<p>(外務省)</p> <p>日本への留学生の「量」だけでなく「質」にも重点を置きつつ、積極的な広報によって引き続き諸外国からの優秀な人材の発掘に努める。</p>
		<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度より、大学等の特色に応じた全学横断的な組織体制を整備し、大学等としての国際戦略を打ち立てながら、全学的、組織的な国際活動を支援するとともに、国際展開戦略の優れたモデルを開発する大学国際戦略本部強化事業を実施している。 ・平成19年度においては、特に優秀な留学生を我が国の大学に受け入れて奨学金等を支給する国費外国人留学生制度 	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度予算においては、特に優秀な留学生を我が国の大学に受け入れて奨学金等を支給する国費外国人留学生制度について、外交的要請に対応するための経費を措置する。 ・国として戦略的に短期留学支援制度を拡充するため、独立行政法人日本学生支援機構の「短期留学推進制度」を発展的に廃止し、短期外国人留学生支

<p>研究開発・教育拠点を整備し、革新的な研究開発を促進する。</p>		<p>について、10,020 人を受け入れたほか、成績優秀な私費留学生等を支援する私費外国人留学生等学習奨励費について12,698 人に対する支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人特別研究員事業において、諸外国の優秀な若手研究者を我が国の大学等に受け入れ、共同研究等に從事させることにより、当該国の研究者養成に寄与するとともに、我が国の研究環境の国際化推進を図っている。(平成 18 年度採用実績:1,962 名、平成 19 年度採用実績:1818 人) 	<p>援制度を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、成績優秀な私費留学生等を支援する私費外国人留学生等学習奨励費については、日本留学試験を活用した渡日前入学許可枠の創設を含め、12,100 人分を措置した。 引き続き、研究環境の国際化、優れた外国人研究者の受け入れ、留学生支援を推進していく。
		<p>(経済産業省・文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省では、文部科学省と連携し、アジア等の優秀な留学生の国内就職の機会拡大など受入環境を整備し、日本企業での活躍を促進することにより、日本への留学の魅力の向上を目指す「アジア人財資金構想」事業を平成19年度より開始した。(平成19年度政府予算案:30.5 億円(新規)) 平成19年度については、プログラムを実施する主体として高度専門留学生育成事業(大学主体の事業)は12コンソーシアム(14 大学)、高度実践留学生育成事業(各地域の法人が主体の事業)は9 団体(全国1地域各1団体)を採択。平成19 年秋より、約 500 人の留学生在がプログラムに参加。 	<p>(経済産業省・文部科学省)</p> <p>「アジア人財資金構想」については大学・産業界・地方自治体が連携したコンソーシアムにおいて、平成22年度までの3年間に、引き続き集中的に事業を実施する。</p> <p>(平成20年度政府予算 32.6 億円(継続))</p>
		<p>(経済産業省)</p> <p>国内外の優れた人材の知が出会い、新たな価値の創造が生まれやすくなるための融合の「場」の環境整備として、「知識融合支援(インテレクチャル・カフェ)事業」(平成19年度開始)を推進し、異分野の知の融合の重要性について幅広く普及啓発活動を展開した。普及啓発の一貫として、昨年11月には経済協力開発機構(OECD)と共催にて、東京にて初めて、「第一回インテレクチャル・カフェ国際シンポジウム」を開催した。</p> <p>(平成19年度予算:0.5 億円(新規))</p>	<p>(経済産業省)</p> <p>異分野の知の融合の重要性についての普及啓発活動を継続的に実施していくために、平成20年11月に経済協力開発機構(OECD)と共催にて、「第二回インテレクチャル・カフェ国際シンポジウム」を開催予定。</p>
<p>○優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行う。</p>	<p>法務省、関係府省庁</p>	<p>(法務省)</p> <p>優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れについては、第164回国会において可決・成立した出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成18年5月24日法律第43号)において、構造改革特別区域法において在留資格に関する特例措置として規定されていた特定研究活動及び特定情報処理活動等並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等を全国で実施するための規定の整備を行った(当該規定は同年11月24日施行)。</p>	<p>(法務省)</p> <p>引き続き、優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行っていく。</p>

		<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度より、大学等の特色に応じた全学横断的な組織体制を整備し、大学等としての国際戦略を打ち立てながら、全学的、組織的な国際活動を支援するとともに、国際展開戦略の優れたモデルを開発する大学国際戦略本部強化事業を実施している。(再掲) ・外国人特別研究員事業において、諸外国の優秀な若手研究者を我が国の大学等に受入れ、共同研究等に從事させることにより、当該国の研究者養成に寄与するとともに、我が国の研究環境の国際化推進を図っている。(平成 18 年度採用実績:1,962 名、平成 19 年度採用実績:1818 人(再掲)) 	<p>(文部科学省)</p> <p>左記の事業を継続し、研究環境の国際化、優れた外国人研究者の受け入れを推進。</p>
		<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年度より、外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等を行い、国内就職支援を実施。さらに、大学との連携を強化し、集団的な就職ガイダンス等を在学年数の早い段階から積極的に実施。また、外国人雇用サービスセンター等との連携の下、一般の学生向けセンターにおける外国人留学生に対する積極的な就職支援を行うなど、留学生の国内就職を推進。 ・平成 18 年 6 月 22 日に、関係副大臣からなる外国人労働者問題に関するプロジェクトチームにおいて、「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」を行った。 	<p>(厚生労働省)</p> <p>「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」での整理を踏まえ、引き続き検討を進める。</p>
④(労働環境整備)			
○ 労働契約に関する公正・透明な民事上のルールを明確にする必要があるとの認識の下に、労働契約法制の在り方について検討を行う。	厚生労働省	<p>(厚生労働省)</p> <p>労働政策審議会労働条件分科会における議論を踏まえ、労働契約の基本的ルールを明確化する労働契約法が平成 20 年 3 月 1 日から施行された。</p>	-
○ 確定拠出年金制度の施行状況を踏まえた上で、さらに使いやすいような制度の検討を行う。	厚生労働省	<p>(厚生労働省)</p> <p>確定拠出年金法及び確定給付企業年金法施行後 5 年を迎えたことから、平成 18 年 10 月に企業年金研究会を設置し、企業年金制度の施行状況の検証が行われ、平成 19 年 7 月に「企業年金制度の施行状況の検証結果」がとりまとめられた。</p> <p>これを踏まえ、企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除の適用等については、平成 20 年度税制改正要望を行い、平成 19 年末、与党税制改正大綱において、今後の検討課題とされた。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除の適用等については、与党税制改正大綱を踏まえ、引き続き検討を行う。</p>
○ 公的年金制度等の社会保障制度の本国との二重加入及び保険料の掛け捨てを防ぐため、各国との社	外務省、厚生労働省	<p>(外務省、厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで、ドイツ、イギリス、韓国、米国、ベルギー、フランス及びカナダの 7 か国との間で社会保障協定を締結している。 	<p>(外務省、厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア、オランダ及びチェコの間では、両国間で協定の早期発効に向けた準備を進める。

<p>会保障協定の締結交渉を進める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアとの間では、平成19年2月に社会保障協定に署名し、同年6月に国会の承認を得たところであり、現在発効に向けた準備を進めている。 ・オランダ及びチェコとの間では、平成20年2月に社会保障協定に署名し、現在発効に向けた準備を進めている。 ・スペインとの間では、平成20年1月に第1回交渉を実施した。 <p>イタリアとの間では、協定交渉の開始に向けて、平成19年11月に第2回当局間協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド及びハンガリーとの間では、協定交渉の開始に向けて、平成20年2月に第1回当局間協議を行った。 ・スウェーデンとの間では、協定交渉の開始に向けて、平成20年3月に当局間協議を開始した。 ・スイスとの間では、協定交渉を視野に入れ、当局間の情報・意見交換を行うことについて一致している。 ・ルクセンブルグとの間では、平成20年1月に当局間協議の開始に向け、実務者間で協議を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スペインとの間では、協定締結に向けて交渉を進める。 ・イタリアとの間では、協定締結に向けた交渉を開始する。 ・アイルランド、ハンガリー及びスウェーデンとの間では、協定交渉の開始に向けて当局間協議を進める。 ・スイス及びルクセンブルグとは、協定交渉を視野に入れた当局間協議を開始する。
		<p>(厚生労働省)</p> <p>協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的とした、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が第166回通常国会で可決・成立し、平成19年6月27日に公布され、平成20年3月1日から施行された。</p>	-
<p>⑤(人流・物流の効率化等)</p>			
<p>○「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年に次世代シングルウィンドウである府省共通ポータル稼働を開始する。</p>	<p>財務省、国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省</p>	<p>(財務省、国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)</p> <p>輸出入及び港湾・空港手続関係府省が連携し「次世代シングルウィンドウ(府省共通ポータル)」の平成20年10月の稼働開始を目指して開発中。</p>	<p>(財務省、国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)</p> <p>次世代シングルウィンドウ(府省共通ポータル)の開発を進め、平成20年10月に稼働を開始する</p>
<p>○ 国際的な人流・物流の効率化に向けて、平成21年度までに、成田空港、羽田空港等の能力増強のための施設整備を実施する。また、空港アクセス及び大都市圏拠点空港の国際線・国内線の接続を改善する。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成田空港では、平成18年9月より平行滑走路の北伸2,500m化事業に着手し、平成21年度末の供用開始を目指して整備を推進している。羽田空港では、再拡張事業に於ける滑走路整備事業について、平成19年3月に事業進捗の見直し(供用開始時期平成22年10月末)を公表、工事を本格着工し、平成22年10月末の供用開始を目指し、整備を推進している。 ・成田高速鉄道アクセス(印旛日本医大～成田空港)について、平成22年度の開業を目指して整備中。京急蒲田駅につ 	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成田空港では、引き続き平行滑走路の2,500m化事業を着実に推進し、羽田空港では、再拡張事業について、平成22年10月末の供用開始に向けて、引き続き事業の着実な進捗を図る。 ・成田空港アクセス鉄道については、平成22年度の開業を予定。また、京急蒲田駅については、平成24年度の事業完了を予定。

		いて、羽田空港へのアクセス向上のため、平成 24 年度の事業完了を目指して整備中。	
○ 羽田空港の更なる国際化・大都市圏国際空港の 24 時間化を促進し、最大限有効活用する。(新規)	国土交通省、外務省	(国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 6 月 12 日に、特定時間帯(20 時 30 分～23 時の出発及び 6 時～8 時 30 分までの到着)に国際チャーター便が運航できる旨を通知。平成 19 年 7 月 27 日以降、日本航空、全日空等が合計 32 便のチャーター便を運航(平成 20 年 2 月末)。また、全日空が、特定時間帯を活用して、平成 20 年 4 月 1 日から香港へ毎日チャーター便を運航する予定。 羽田の昼間の発着枠の拡大については、平成 19 年 9 月から、高速離脱誘導路の整備等により、1 日 10 便増加した。 羽田＝上海虹橋チャーター便について、平成 19 年 9 月 29 日(日中国交正常化 35 周年の記念日)から、1 日 4 便で運航開始。あわせて暫定国際ターミナルの改修・拡張工事を行った。 さらに羽田＝北京南苑チャーター便については、平成 19 年 12 月 9 日に、大臣間で五輪前の就航の検討開始で一致し、同年 12 月 28 日の首脳会談で温総理より関係当局間で相談させたい旨発言。総理より協力を要請。 	(国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> 羽田空港については、再拡張事業の平成 22 年 10 月の供用開始時に、国際旅客定期便を昼間に概ね 3 万回就航させる。路線については、距離の基準だけでなく、需要や路線の重要性も判断し、羽田にふさわしい路線を近いところから検討し、今後の航空交渉で確定する。また、深夜早朝時間帯(23 時～6 時)については、騒音問題等に配慮しつつ、貨物便を含めた国際定期便を推進する。
○ 国際拠点となる港湾機能を強化するため、港湾拠点の整備や、24 時間オープン化を進める。また、平成 22 年度までに、スーパー中枢港湾において、港湾コストの低減やリードタイムの短縮等を実施する。	国土交通省	(国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度より、スーパー中枢港湾の重点的な整備を図り、東京港中央防波堤外側地区及び横浜港南本牧ふ頭地区等において大水深岸壁(水深＝-16m)等の整備を推進。 スーパー中枢港湾において大規模ターミナルを一体的に運営する民間事業者が逐次運営を開始 平成 13 年度より、港湾荷役の 24 時間、元旦以外の実施を実現 平成 17 年度より、夜間や雨天時等においても国の検査を円滑に行うための 24 時間フルオープンに対応した施設を整備。 	(国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、スーパー中枢港湾の重点的整備、運営の効率化を図り、平成 22 年度までに、スーパー中枢港湾において、港湾コストの低減やリードタイムの短縮等を実現する。
○ 航空自由化(アジア・オープンスカイ)を、スピード感をもって戦略的に推進する。(新規)	国土交通省、外務省	(国土交通省) <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 8 月 2 日に、空港容量に制限のある我が国の首都圏空港関連路線を除き、日韓相互に、乗り入れ地点及び便数の制限を廃止し、航空自由化を実現することで合意。これを受け、同年 8 月 8 日にアジアナ航空が、静岡空港開港時に週 7 便のソウル便就航を表明。 これに続き、同年 11 月にタイとの間で、また平成 20 年 1 月に、マカオ、香港との間で日韓間と同様の航空自由化を実現することで合意。 平成 19 年 6 月 27 日～29 日及び平成 20 年 2 月 27 日～29 日の日中航空当局間協議において、アジア・ゲートウェイ構想に 	(国土交通省、外務省) <ul style="list-style-type: none"> 中国との間で、相互に航空自由化を行う中期的な枠組みの合意を目指す。 その他のアジア各国との間でも、順次航空自由化交渉を進める。

		<p>基づく航空自由化を協議。今後も協議を続けることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方空港においては、平成 19 年 11 月 2 日に、自由化交渉の妥結前でも、暫定的に地方空港への乗り入れを認める方針を外国航空会社に通知。 	
⑥(国際的な資本移動の円滑化等)			
○ 二重課税の排除や課税の適正化に向け、租税条約改正の推進等、国際課税制度の整備を行う。	外務省、財務省	<p>(外務省、財務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二重課税を排除し、課税の適正化を行う日米租税条約、日印租税条約改正議定書、日英租税条約及び日仏租税条約改正議定書がそれぞれ平成 16 年 3 月、平成 18 年 6 月、同年 10 月及び平成 19 年 12 月に発効している。 ・ 日比租税条約については、平成 19 年 6 月に国会の承認を得ており、また平成 20 年 1 月に日パキスタン租税条約、日豪租税条約に署名している。 <p>平成 19 年 11 月にブルネイ、同年 12 月にカザフスタンとの間で、租税条約交渉を開始した。</p>	<p>(外務省、財務省)</p> <p>UAE、クウェート、オランダ、ブルネイ及びカザフスタンとの間で租税条約交渉を進めていく。</p>
○ イノベーションを担う高度金融人材の育成を推進するため、産学官の連携により、先端的な金融工学に関する教育を行う専門職大学院など専門教育体制の充実を促進する。	文部科学省、経済産業省	<p>(文部科学省)</p> <p>「専門職大学院等教育推進プログラム」において、18 年度に選定した各種の専門職大学院において行われる教育内容・方法の開発・充実等に取組む優れた教育プロジェクトについて継続的に財政支援を実施した。金融工学に関する専門職大学院は 9 専攻(9 大学院)あり、内容については申請大学の自主的判断に委ねているが、支援対象のプロジェクトの中には、金融工学に関する専門職大学院も含まれている。</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>平成 20 年度からは、「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、専門職大学院等において、産業界、学協会、職能団体及び自治体等との連携の強化に基づいた教育方法等の充実を資する先導的な取組に対して支援を行う。</p>
		<p>(経済産業省)</p> <p>高度金融人材に関する課題検討を行う協議会として、大学・事業会社・金融機関を会員とした「高度金融人材産学協議会」を平成 19 年 6 月 20 日に設立した。</p>	<p>(経済産業省)</p> <p>今後は、グローバル化や国際競争力の観点から必要とされる高度な金融手法／サービスと、高度金融人材に求められる具体的な能力について、高度金融人材産学協議会の中で議論し、高度金融人材の育成・活用に向けた環境整備を行う。</p>
⑦(技術、知的財産、基準、資格、土地利用関連整備等)			
○ 科学技術基本計画及びイノベーション創出総合戦略に基づき、科学技術の戦略的重点化を図り、選定された重要なプロジェクトに対する厳正な評価を行うとともに、競争的資金の拡充・審査体制の抜本的な強化や産学官連携の強化等を着実に実施し、世界最高水準の科学技術に向けてその振興を図る。	内閣府(文部科学省、経済産業省)	<p>(内閣府)</p> <p>世界最高水準の科学技術の実現に向け、第 3 期科学技術基本計画の推進を図っており、具体的には、総合科学技術会議において、平成 18 年 12 月 25 日に「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」を意見具申し、平成 19 年 6 月 14 日に、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」を提言した。</p> <p>また、イノベーション創出・促進のため、社会還元加速プロジェクトの推進を含む長期戦略指針「イノベーション 25」を平成 19 年 6 月 1 日に閣議決定した。</p>	<p>(内閣府)</p> <p>第 3 期基本計画とともに、長期戦略指針「イノベーション 25」の着実な推進を図っていく。</p>

			<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金の拡充については、平成 20 年度予算額で、対前年度比約 99 億円増の 3,788 億円を措置し、競争的環境を醸成し研究活動を活性化させた。 ・審査体制の抜本的な強化については、平成 19 年度より、競争的資金制度の各制度でプログラムディレクター・プログラムオフィサーを適切に配置するなど、公正で透明性の高い競争的資金の審査体制の整備を進めた。また、不合理な重複や過度の集中を排除し、研究費を効果的に配分するため、「府省共通研究開発管理システム」(e-Rad)を平成 20 年 1 月から前倒しして運用を開始した。 ・平成 18 年 7 月に、科学技術基本計画の分野別推進戦略を受けて分野別推進方策を策定し、国家基幹技術を始めとする戦略重点科学技術を推進。 	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度以降も、世界最高水準の研究成果を創出するとともに、競争的な研究環境の形成に寄与する競争的資金の拡充を図る。 ・第 3 期科学技術基本計画等の方針を踏まえ、引き続き公正で透明性の高い審査体制の整備を図る。また、引き続き府省共通研究開発管理システムを着実に運用していく。 ・分野別推進方策に沿って戦略重点科学技術を推進。
			<p>(経済産業省)</p> <p>イノベーションスーパーハイウェイ構想実現のため、産業活力再生法の改正にあわせて、産業技術力強化法を改正(平成 19 年 4 月 27 日成立、5 月 11 日公布、8 月 6 日施行)し、「技術経営力の強化」「国や大学の研究開発の成果の産業への移転の促進」についての規定を追加するとともに、NEDO法・産総研法を改正(平成 19 年 4 月 27 日成立、5 月 11 日公布、8 月 6 日施行)し、技術経営力の強化に関する業務を追加した。</p>	<p>(経済産業省)</p> <p>我が国を世界最高のイノベーションセンターとして確立するため、研究から市場、市場から研究の双方向の流れを捉えて研究開発活動とビジネス活動を一体的に推進すること、異分野の融合を促進すること等を柱とする「イノベーションスーパーハイウェイ構想」の実現に向けた措置等の対応を進めていく。</p>
<p>○海外企業と我が国の大学との産学連携活動を促進するため、積極的な海外出願も含めた知的財産戦略を構築し、大学等による海外特許出願経費の支援を充実するとともに、国際コーディネーター(仮称)の配置や国際渉外機能の強化等による国際産学連携・情報発信機能の向上や、契約に関わる国際法務機能の充実等、大学知財本部等の国際機能を強化する。</p>	<p>内閣府、文部科学省、経済産業省</p>	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「技術移転支援センター事業」において大学等に対する海外特許出願経費の支援を実施(平成 16 年度～平成 19 年度 4,500 件)。 ・平成 19 年 4 月、「大学知的財産本部整備事業」において「国際的な産学官連携体制の整備」対象機関 17 件を選定し、国際知財人材の育成、海外における基本特許の戦略的な取得、国際法務機能や国際産学官連携・情報発信機能の強化等による海外企業からの受託研究の拡大等、大学知的財産本部の国際機能の強化に着手(平成 19 年度予算:785 百万円)。 	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「技術移転支援センター事業」において大学等に対する海外特許出願経費の支援を推進することとしており、平成 20 年度は 1,000 件の支援を実施予定。 ・また平成 20 年度から、「産学官連携戦略展開事業」において、国際的に通用する知財人材の育成・確保、国際法務機能の強化と紛争予防、情報発信機能の強化、海外特許の戦略的な取得と出願の強化、地域大学等を支援する産学官連携のためのネットワーク(場)の形成など国際的な産学官連携体制の強化を図る大学等を支援する予定。 	
			<p>(経済産業省)</p> <p>平成 15 年より、承認 TLO が、大学の研究成果を民間事業者に移転するために行う海外特許出願に対して出願費用の支援を行っている。</p>	<p>(経済産業省)</p> <p>今後も承認 TLO が行う技術移転のための海外特許出願に対して、出願費用等の支援を行っていく予定。</p>

<p>○世界最高水準の迅速・的確な特許審査を実現するため、特許の出願、審査請求構造改革を推進し、人的体制の整備を図るほか、審査効率の向上を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>(経済産業省) 平成19年1月25日、特許審査迅速化・効率化推進本部において、特許審査の迅速化・効率化に係る数値目標及びそれを達成するための重点施策を一体的にとりまとめた「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」を策定した。現在は本プランに基づき知的財産を早期に権利化するための取組を進めている。</p>	<p>(経済産業省) 「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン 2007」及び「知的財産推進計画 2007」(平成19年5月知的財産戦略本部決定)を踏まえ、特許制度の国際調和や世界最高水準の特許審査の実現に向け、引き続き各般にわたる取組を推進していくこととしており、平成20年度においては新たに113人の特許審査官を確保する予定。</p>
<p>○我が国での活動に製品、サービス、要員等の適合性評価の実施が必要な分野において、外国企業の進出を促進するため、両国の事情を勘案した上で相互承認を推進する。</p>	<p>関係府省庁</p>	<p>(総務省・経済産業省・外務省) ・平成18年9月にフィリピンとの間で電気製品の相互承認章を含む経済連携協定に署名。(発効時期未定) ・平成19年11月にタイとの間で電気製品の相互承認章を含む経済連携協定が発効。 ・平成20年1月に、米国との間で「適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が発効。</p>	<p>(総務省・経済産業省) ・フィリピンとの間の経済連携協定が発効後、相互承認を実施。(協定発効時期未定) ・タイ、米国との間で相互承認を実施。</p>
<p>○製品・サービス等に関して国ごとに異なる規格・基準を統一化することにより、国際標準化を推進する。</p>	<p>関係府省庁</p>	<p>(経済産業省) ISO、IEC等の国際標準化機関に対して、日本から国際標準原案の提案に戦略的に取り組むこと等により、国際標準化を推進している。 なお、WTO/TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定)に従い、日本工業規格(JIS)の制定・改正を行う際に、関連する国際規格が存在する場合は、これに整合化させている。</p> <p>(総務省) ・ITU(国際電気通信連合)においては、標準化部門であるITU-R及びITU-T等の関連会合に積極的に参加を行っている。 -我が国が開発したワンセグ、デジタルラジオ、モバHOのシステムが、モバイル向け放送標準6方式の中の3方式として認められた。また、我が国が提案した緊急警報放送システムを基に勧告化が行われ、多くの国が関心を寄せている。 -我が国から提案した次世代PHSの規格が、勧告として採用された。 -我が国が採用しているデジタルケーブルテレビシステムの変調方式の提案を実施し、勧告として採用された。</p>	<p>(経済産業省) 国際標準原案の提案については、引き続き戦略的に取り組んでいく。 また、日本工業規格(JIS)の制定・改正を行う際に、関連する国際規格が存在する場合は、これに整合化させる。</p> <p>(総務省) ・21GHz帯衛星放送の実用化に向け、引き続き日本が研究を牽引。 ・フラットパネルディスプレイ(FPD)の普及に伴い、スタジオにおけるFPD要求条件を研究。 ・IPTVに関する標準化作業が本格的に開始されたことを受け、国内の検討体制を強化し、積極的に貢献。 ・引き続き関連会合における国際標準化に積極的に貢献。</p>
<p>○土地を所有せずに、長期の土地</p>	<p>法務省、国土</p>	<p>(法務省、国土交通省)</p>	<p>(法務省、国土交通省)</p>

<p>利用を行う観点から、事業用借地権の存続期間を見直す。</p>	<p>交通省</p>	<p>事業用定期借地権の存続期間の上限の引上げの問題については、与党議員による検討が進められ、法務省及び国土交通省としても必要な協力を行ってきたところである。その検討の結果、上限を20年以下から50年未満に引き上げるべきであるとの結論に至り、当該引き上げを主旨とする「借地借家法の一部を改正する法律」が平成19年12月14日に可決・成立し、平成20年1月1日に施行された。</p>	<p>事業用定期借地権制度の定着に向け、その普及・促進に努める。</p>
<p>A-2) 公共サービス等の個別分野において、外国企業のノウハウ等を活用した生産性の向上や国民サービスの充実等に資する施策を推進する。</p>			
<p>①(公共サービス等)</p>			
<p>○ 公共サービス分野における一層の民間活力の活用促進のため、外国企業にも活用しやすいPFI制度の活用環境の整備、市場化テスト制度の導入、水道事業等における第三者委託制度の周知、安心ハウス構想の推進等を実施する。</p>	<p>関係府省庁</p>	<p>(内閣府) <ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業者選定における透明性・公平性確保等の観点から、以下の取組を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年11月、PFI 事業者選定時における発注者と民間事業者の意思疎通をより円滑に行うための具体的方法等を明らかにした関係省庁連絡会議幹事会申合せをとりまとめ。 ・平成19年6月、民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会)において、「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」を改定。 ・平成19年11月、同委員会において、今後の検討課題をとりまとめた「PFI推進委員会報告一真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて一」を公表。より国際標準に即したルールの導入、透明度の高い事業プロセスの促進、契約の標準化等による海外企業にも活用しやすいPFI制度の活用環境の整備をはかる必要性について言及。 ・平成19年6月、PFIに関する英語版のホームページを開設。 </p>	<p>(内閣府) <ul style="list-style-type: none"> ・より活用しやすいPFI制度の構築のため、要求水準の明確化、契約書の標準化等の検討を行う。 </p>
		<p>(法務省) <p>入国管理局においては、公共サービス分野における一層の民間活力の活用促進のため、従来から取り組んでいる東京入国管理局のほか、平成18年度からは名古屋入国管理局、平成19年度からは大阪入国管理局においてもそれぞれ在留審査窓口業務について民間委託を行っている。</p> </p>	<p>(法務省) <p>民間委託等が可能な分野について、引き続き検討していく。</p> </p>
		<p>(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生施設等施設整備費補助金に係る補助対象事業のうち感染症指定医療機関について、平成16年度よりPFI手法により整備した事業につき補助対象としている。 </p>	<p>(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、PFI 手法により整備した感染症指定医療機関について、保健衛生施設等施設整備費補助金の補助対象としていく予定。 </p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ケアハウス等の整備におけるPFI方式の活用については、平成 14 年1月以降全国介護保険担当課長会議等で周知しており、東京都杉並区を始めとして全国8ヵ所において、ケアハウス等を設置し運営を開始している。 ・第三者委託制度水道事業等における第三者委託制度について、平成 14 年度よりホームページ等で周知を行っている。水道事業者及び水道用水供給事業者による、民間事業者への第三者委託実施件数及びPFI契約件数については、平成 19 年度はそれぞれ 91 件及び6件を把握している。平成 19 年 11 月に、水道事業者及び水道用水供給事業者が第三者委託及びPFIの導入について検討する際に参考となる手引き書をそれぞれ公表した。 ・平成 17 年度より、各種研修会等を通じ、安心ハウス構想の一形態である有料老人ホームや高齢者向け優良賃貸住宅の制度の周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアハウス以外の老人関係施設も含め、PFI方式の活用について、取組み状況の調査を行うなどして状況把握に努める。 ・引き続き、ホームページや水道行政担当課長会議等において周知を行っていく。 ・今後とも、各種研修会等を通じ、安心ハウス構想の一形態である有料老人ホームや高齢者向け優良賃貸住宅の制度の周知を図る。
○生産性の向上の観点から優れた海外サービス企業の進出を支援する。	ジェトロ(関係府省庁)	(ジェトロ) ジェトロでは日本経済の活性化に資する優れた外国企業の日本進出への支援を継続している。平成 18 年 4 月から平成 20 年 2 月末時点の間に、サービス産業の企業 50 社が拠点を設立した。	(ジェトロ) 今後についても、優れた外国サービス企業の日本進出支援を継続する。
②(医薬品・医療機器)			
○ 治験環境の一層の整備に向けて、「全国治験活性化3カ年計画」のフォローアップを行うとともに、これを踏まえ、環境改善のための施策について検討する。	厚生労働省	(厚生労働省) ・平成 18 年度に「全国治験活性化3カ年計画」のフォローアップを実施し、平成 18 年 5 月に公表した。 ・「全国治験活性化3カ年計画」により、平成 19 年 3 月末日時点で、日本医師会治験促進センターにおける大規模治験ネットワークに 1314 医療機関が登録され、医師主導治験が 12 件 13 治験薬採択、8 件 9 治験薬の治験届が提出された。さらに、治験コーディネーター(CRC)の養成(5,000 人程度)、治験の普及啓発の推進等もあり、国内治験届出数は増加傾向にあり、一定の成果を得た。 ・さらに、平成 18 年度に、治験環境について、現状把握を含めた検討を行い、平成 19 年 3 月に「新たな治験活性化5カ年計画」を策定した。	—
○ 平成 19 年 3 月に策定した「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、治験・臨床研究の推進のための施策を実施する。(新規)	厚生労働省	(厚生労働省) ・平成 19 年 5 月、厚生労働省のホームページにある治験のページをリニューアルした。 ・平成 19 年 7 月までに、治験・臨床研究の推進のための体制整備を実行するため、中核病院・拠点医療機関を選定した。 ・平成 19 年 8 月より、中核病院・拠点医療機関等の連携を推進するための「治験中核病院・拠点医療機関等協議会」を実	(厚生労働省) 「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、治験・臨床研究推進のための施策を引き続き実施する。

		<p>施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 9 月より CRC の養成等各種研修を実施した。 ・平成 20 年 3 月より、保健医療科学院においてポータルサイトを開設した。 ・平成 19 年 12 月、治験に係る書式統一を公表した。 	
○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構における治験相談、承認審査への対応を一層充実するため、業務の効率化、外部人材の活用等を通じた運用改善、体制強化を行う。	厚生労働省	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 7 月 27 日に、「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」報告書がとりまとめられた。 ・平成 19 年 3 月、(独)医薬品医療機器総合機構(総合機構)の中期目標及び中期計画を変更し、審査人員の大幅な増員など治験相談・承認審査体制の充実強化を図ることとした。 ・「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」報告書を受けて、平成 19 年 9 月に総合機構の運営評議会において議論をし、民間出身者の審査業務への活用に関する就業規則の見直しを行い、10 月から適用している。 	<p>(厚生労働省)</p> <p>「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」の報告書、総合機構の改正中期計画に基づき、引き続き承認審査業務の運用改善、体制強化を推進する。</p>
○ 薬事法における医療機器に係る外国製造業者の認定に関して、認定を受けることを要する製造業者の範囲や認定申請の際に要する提出資料の内容について、安全性の確保を前提として、個人情報保護にも配慮しつつ事業者にとっての予見可能性をさらに高めるために、運用基準を明確化するなど手続の透明性の向上を図り、平成 20 年度に進捗状況を公表する。	厚生労働省	<p>(厚生労働省)</p> <p>製造所の責任者として必要な情報や構造設備に関する書類等の解釈を示した平成 18 年 7 月 27 日付けの質疑応答集に加えて、平成 19 年 3 月に薬事法施行規則の改正を行い、英文を併記した様式に改めるとともに、申請者が法人である場合、麻薬等の中毒者であるかないかに関する医師の診断書に代え、当該事項を疎明する書類の提出を認める等の変更を行った。また、企業の吸収合併等による認定申請に関する迅速な取扱い等について平成 19 年 6 月 19 日付け通知「外国製造業者の認定申請の取扱い等について」により示している。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>これまでに講じた措置を踏まえ、平成 20 年度に進捗状況を公表する予定。</p>
○ 新たな医療機器、特に低リスクの医療機器を市場に導入する際、当該医療機器の具体的な承認審査又は認証審査の手続、必要な関係書類等に係る予見可能性を高めるため、医療機器の一般的名称(JMDN)のリストの運用に係る基準を示す。	厚生労働省	<p>(厚生労働省)</p> <p>医療機器の一般的名称(JMDN)のリストの運用に係る基準を示す取組の一貫として、平成 19 年度より、現行リストの運用上の課題について、関係業界に照会している。また、一般的名称に係る課題を整理し、JMDNのリストの見直しの方向性を議論するための研究を、厚生労働科学研究費により平成 19 年度より採択し、検討している。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>関係業界の協力を得て明確化した現行リストの運用上の課題について、厚生労働科学研究費補助金によるJMDNのリストの見直しの研究成果も踏まえつつ、検討を行い、リストの運用基準を示す。</p>
○ 患者が少なく、重篤な疾患の治療薬等で外国での使用経験が十分あるもの等については、海外臨床データ及び市販後の使用データ等の医薬品の承認審査における活用を	厚生労働省	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 7 月 27 日に、「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」報告書がとりまとめられた。(再掲) ・国際共同治験の実施やそのデータを承認申請資料とすることを推進するよう、国際共同治験の実施に当たっての留意事 	-

<p>促進する。また、国際共同治験データについても、安全性を担保しつつ、その活用を促進するための運用を検討し、双方の進捗状況について、平成20年度に公表する。</p>		<p>項等からなる基本的な考え方について、平成19年9月に通知を发出し、(独)医薬品医療機器総合機構のホームページ等で公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際共同治験の実施やそのデータを承認申請資料とすることを推進するよう、国際共同治験の実施に当たっての留意事項等からなる基本的な考え方を公表した。(平成20年度より前倒しして実施した。) 	
<p>③(食品)</p>			
<p>○ 食品添加物に関する審査の進捗状況の適切な公表等により、透明性及び予見性を向上させる。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が主体的に検討を進めることとしている国際汎用添加物46品目については、平成19年12月末現在、36品目については食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼しており、このうち7品目について審査を終了し、使用を認めた。 ・また、在京大使館に対する審査の進捗状況の公表を定期的に行ってきた。 	<p>(厚生労働省)</p> <p>引き続き、国際汎用添加物46品目の使用を認めるための検討を進めていくとともに審査の進捗状況等について、定期的な公表を行っていく。</p>
<p>④(教育関連サービス)</p>			
<p>○ 外国大学日本校が専修学校・各種学校となることを希望する場合には、設置認可に係る権限を都道府県が有していることや、日本校の経済的基盤等の状況を踏まえながら、設置基準の趣旨等に関して必要な助言を行う。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>専修学校等となることを希望している外国大学日本校や関係の都道府県に対して、必要な助言・説明を行っている。なお、本件に関連し、テンプル大学ジャパンについては、従来専修学校設置を希望していたが、方針を変更し、大学設置の可能性について検討を進めているため、大学設置に関する必要な助言・説明を行っている。</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>引き続き、必要な助言・説明を行っていく。なお、テンプル大学ジャパンに対しては、大学設置相談等の求めに応じ、適切に対応する。</p>
<p>⑤(法律関連サービス)</p>			
<p>○ 司法制度改革推進計画を踏まえ、平成22年頃には、司法試験合格者数を年間3000人程度とすることを目指すとともに、司法修習生の増加を踏まえて、研修体制を一層整備し、質の高い法曹人材の育成を進める。</p>	<p>法務省</p>	<p>(法務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法試験委員会は、司法試験の合格者数を、平成14年には1183人、平成16年には1483人とするなど、着実に増加させてきた。平成18年から5年間新旧司法試験が併行実施されるが、司法試験委員会は、平成18年の新司法試験の合格者数を1009人、旧司法試験の合格者数を549人とし、平成19年の新司法試験の合格者数を1,851人、旧司法試験の合格者数を248人とした。 ・平成19年6月、司法試験委員会は、平成20年以降の新旧司法試験合格者数の概数につき、新司法試験については、平成20年は2,100人ないし2,500人程度、平成21年は2,500人ないし2,900人程度、平成22年は2,900人ないし3,000人程度、旧司法試験については、平成20年は200人程度、平成21年には100人程度、平成22年はその前年よりも更に減少させることを、それぞれ一応の目安とすることを明らかにした。 	<p>(法務省)</p> <p>今後も、司法制度改革審議会意見及び司法制度改革推進計画等の趣旨にのっとり、「平成22年ころには、司法試験合格者数を年間3,000人程度とする」との目標達成に向け、引き続き司法試験合格者数の在り方等について検討する。</p>

B 行政手続きの見直し			
B-1) 外国企業・投資家が投資関連情報を円滑に得られるように、情報提供の充実や手続きの簡素化等を進める。			
①(投資に関する情報提供)			
○ ジェトロや関係省庁の「対日直接投資総合案内窓口」において、会社設立、合併・買収、工場・店舗設立等に係る各種の投資手続の情報に加え、市場情報、企業情報も含めた投資関連情報を提供する。	全関係府省庁、ジェトロ	(全関係府省庁) 対日直接投資総合案内窓口において、外国企業から寄せられた問い合わせに対応し、適宜情報提供を行った。	(全関係府省庁) 引き続き、対日直接投資促進のため、ジェトロとも連携しつつ情報提供を行っていく。
		(ジェトロ) 関係府省庁と連携しながら、外国企業からの許認可をはじめとする各種情報や、会社設立に関連する、多様な投資関連情報に関する情報照会を実施しているところ。平成18年4月～平成20年2月末時点の間に58件の問い合わせがあり、企業側の要望に対応した。	(ジェトロ) 今後もジェトロでは同様の支援を通じて、企業の円滑な対日投資の実現に寄与する。
○ 関係府省庁は、ホームページ等を通じて投資に関連する情報の英語による提供を充実させるとともに、ジェトロにおいては英語以外の外国語も含めた情報提供、サービスを強化する。また、「翻訳整備計画」に基づき、約200本の法令についての英語訳の整備を進める。	全関係府省庁、ジェトロ、内閣官房	(内閣官房) ・翻訳整備計画に基づき法令を翻訳し、順次内閣官房HPで公開している。平成20年4月時点において、120本の法令についての英語訳を公開中である。 ・平成19年3月に、標準対訳辞書の改訂版(平成19年度版)、平成20年3月に、改訂版(平成20年度版)を完成させ、平成20年4月中に内閣官房HPで公開予定。また、翻訳整備計画を再改定し、平成20年度までの3か年で約300本の法令についての英語訳の整備を進めることとした。	(内閣官房) ・翻訳整備計画については、これに基づく翻訳作業を進め、平成20年度までに約300本の法令についての英語訳の整備を進める。
		(内閣府) 平成12年度より、対日直接投資に関するホームページにおいて、投資に関する情報を英語にて提供している。	(内閣府) 平成20年度以降も、対日直接投資に関するホームページにおいて、英語版の投資関連情報を充実させる。
		(外務省) 対日直接投資に関するホームページで関連情報を提供している。在外公館のホームページからもリンクしている。	(外務省) 順次アップデートを行っていく。
		(ジェトロ) 外国企業の円滑な情報収集を可能にするため、ウェブページの利用者の利便性の向上に向けた改善を進めている。具体的には、利用者の声を参考にウェブページのレイアウトを改善するとともに、英語、仏語、独語に加え、平成18年9月末に中国語、韓国語の基本情報サイトを新たに開設した。 また、情報が不足がちである、地域でのビジネスチャンスを紹介するため、英語と日本語で運営する地域進出支援ナビにウェブ利用者と地域の投資誘致担当者をつなぐ「投資情報コンシェルジュ」と「パートナー候補企業情報」のコーナーを加え、平成19年10月末にリニューアルした。	(ジェトロ) 利用者の利便性向上につながる改善に引き続き努めていく。地域進出支援ナビについて、デザイン変更を行うほか、英語、日本語に加えて独語、仏語、中国語、韓国語でも基本情報サイトを平成20年10月に開設する予定。(再掲)

②(手続きの簡素化、電子化)			
○「オンライン利用促進のための行動計画」等の着実な実施を通じて、手続きの簡素化・電子化を一層推進する。	関係府省庁	(関係府省庁) 平成 19 年 3 月に、「オンライン利用促進のための行動計画」を改定し、手続きの簡素化に資する新たな措置等を盛り込み、19年度は各府省においてその計画に基づき添付資料の省略や認証・署名の見直し等を実施した。	(関係府省庁) 「2010 年度までにオンライン利用率 50%以上を達成する」とする IT 新改革戦略の目標を達成するため、改定された本行動計画の着実な実施等を通じて、目標実現に向けた取組を一層強化していく。
B-2) 投資家が疑義を有する法令等の解釈を明確化する事前照会手続、意見公募手続の活用の一層の促進等により、投資家の予見性を高める。			
○ 事前照会手続の一層の活用に向けて、手続の活用状況を把握し、必要に応じて、活用促進に係る課題への対応を検討する。また、ジェトロにおいて、必要に応じて対日投資を検討中の企業のニーズをくみ取り、それら企業に対して事前照会手続きを支援する。	全関係府省庁、ジェトロ	(総務省) ・民間企業等が将来行おうとする事業活動についての具体的な行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを当該法令の所管行政機関にあらかじめ書面で照会し、行政機関が回答を行うとともに、回答内容を公表する手続(「日本版ノーアクションレター制度」)について定めた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(平成 13 年 3 月 27 日閣議決定)を平成 19 年 6 月 22 日に改正し、照会対象法令の範囲拡大及び公表する事項・時期の見直しを行った。 ・「日本版ノーアクションレター制度」の実施状況を把握するため施行状況調査を実施し、調査結果を平成 19 年 8 月 3 日に公表。	(総務省) 平成 20 年度以降も「日本版ノーアクションレター制度」の実施状況を把握するため施行状況調査を実施し、調査結果を公表する予定。
		(ジェトロ) 同制度の一層の活用にあ資するべく、ジェトロが開設している対日投資ウェブサイトにてノーアクションレターの作成手順、制度を採用している府省庁名等の情報を掲載し、外国企業への普及・啓蒙を実施中。	(ジェトロ) ジェトロ IBSC パンフレット等、他の広報媒体を利用し、外国企業へ引き続き普及・啓蒙を図る予定。
○ 意見公募手続の一層の活用に向けて、その実施状況を把握するなど、制度の普及・徹底を図る。	全関係府省庁	(総務省) 平成 18 年 4 月から実施されている行政手続法に基づく意見公募手続の実施状況を把握するため、平成 19 年度に施行状況調査を実施した。	(総務省) ・平成 20 年度早期の調査結果公表を目指し、取りまとめ作業を行う。 ・平成 20 年度以降も行政手続法に基づく意見公募手続の実施状況を把握するため施行状況調査を

			施し、調査結果を公表する予定。
B-3) 政府内での連携強化			
○ 対日投資に関わる施策や事業に係るデータベースを作成し、政府内での情報共有を行う。	内閣府、全関係省庁	(内閣府) 平成 18 年度に「直近の対日投資企業の動向に関する調査研究」を調査し、その結果を平成 19 年 3 月にインベスト・ジャパンのホームページ上の「対日直接投資データベース」に公開した。	(内閣府) 引き続き平成 20 年度においても対日投資企業の動向についての調査を実施し、結果をデータベースに掲載する等して、政府内での情報共有を行う。
○ 観光立国推進戦略会議や、規制改革・民間開放推進会議、構造改革特区推進本部、地域再生本部及び総合科学技術会議等の関係機関と連携し、施策のより有効な実施を図る。	関係府省庁	(関係府省庁) 各会議等において決定等された措置事項については、関係機関との連携の上、適切に実施するよう努めている。	(関係府省庁) 各会議等において決定等された措置事項については、引き続き、関係機関との連携の上、適切に実施するよう努めることとしている。
C 生活環境整備			
C-1) 入国、在留関係の制度を改善する。(外国人の在留管理に関する諸問題や生活者としての外国人を取り巻く諸問題を踏まえた見直しを行う。)			
○ 優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行う。(再掲)	法務省、関係府省庁	(法務省) 優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れについては、第 164 回国会において可決・成立した出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成 18 年 5 月 24 日法律第 43 号)において、構造改革特別区域法において在留資格に関する特例措置として規定されていた特定研究活動及び特定情報処理活動等並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等を全国で実施するための規定の整備を行った(当該規定は同年 11 月 24 日施行)。(再掲)	(法務省) 引き続き、優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行っていく。(再掲)
		(文部科学省) ・平成 17 年度より、大学等の特色に応じた全学横断的な組織体制を整備し、大学等としての国際戦略を打ち立てながら、全学的、組織的な国際活動を支援するとともに、国際展開戦略の優れたモデルを開発する大学国際戦略本部強化事業を実施している。(再掲) ・外国人特別研究員事業において、諸外国の優秀な若手研究者を我が国の大学等に受け入れ、共同研究等に從事させることにより、当該国の研究者養成に寄与するとともに、我が国の研究環境の国際化推進を図っている。(平成 18 年度採用実績:1,962 名、平成 19 年度採用実績:(平成 20 年 4 月に確定予定)) (再掲)	(文部科学省) 左記の事業を継続し、研究環境の国際化、優れた外国人研究者の受け入れを推進。(再掲)
		(厚生労働省)	(厚生労働省)

		<p>・平成 17 年度より、外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等を行い、国内就職支援を実施。さらに、大学との連携を強化し、集団的な就職ガイダンス等を在学年数の早い段階から積極的に実施。また、外国人雇用サービスセンター等との連携の下、一般の学生向けセンターにおける外国人留学生に対する積極的な就職支援を行うなど、留学生の国内就職を推進。(再掲)</p> <p>・平成 18 年 6 月 22 日に、関係副大臣からなる「外国人労働者の問題に関するプロジェクトチーム」において、「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」を行った。(再掲)</p>	<p>「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」での整理を踏まえ、引き続き検討を進める。(再掲)</p>
		—	<p>(外務省) 我が国の経済社会の活性化や一層の国際化、少子・高齢化など様々な観点を踏まえ、引き続き総合的に検討していく。</p>
○ 短期商用目的での外国人の我が国への円滑な入国のため、APEC ビジネス・トラベル・カードの活用を含めた環境整備を行う。	外務省	<p>(外務省) 日本は平成 18 年 4 月 1 日から運用を開始。国内において平成 20 年 2 月末までに日本人ビジネスマンに対して、新規に 2,714 件交付し、外国人の事前審査については 47,562 件の回答を行った。</p>	<p>(外務省) 我が国のビジネス関係者の申請に関して、今後も申請及び交付増加に向け、適正な広報を行う予定。</p>
○実効性のある在留管理システムを構築するため、在留に係る情報を関係省庁が相互に照会し提供する仕組みをいかに整備するか、外国人登録法の見直しのありかた、受入れ機関にも報告義務を課すべきか等の論点について検討し、平成 18 年度内に結論を得る。	関係府省庁	<p>(関係府省庁) 新たな外国人の在留管理制度の構築に関しては、「規制改革推進のための 3 か年計画(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)」及び「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について(平成 19 年 7 月 3 日犯罪対策閣僚会議)」では、関係省庁において具体的検討を進め、遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案を提出することとされた。</p>	<p>(法務省、関係府省庁) 出入国管理政策懇談会の検討結果を踏まえ、実効性のある新たな外国人の在留管理制度の構築に向けて、平成 21 年通常国会までに関係法案を提出する。</p>
		<p>(法務省) 平成 19 年 2 月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ねてきたところ、当該検討結果について、平成 20 年 3 月に法務大臣に報告された。</p>	
		<p>(外務省) 外務省としては、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」での議論に寄与するため、諸外国における取組の関連情報の提供を行っている。</p>	<p>(外務省) 「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」の場において、引き続き適切なインプットを行う。</p>
		<p>(厚生労働省) 外国人労働者を雇用する事業主が、外国人労働者の雇用状況を公共職業安定所長に届け出る制度(外国人雇用状況報告制度)の義務化を盛り込んだ改正雇用対策法が、平成</p>	<p>(厚生労働省) 左記の内容を盛り込んだ改正法が施行されており、引き続き制度の周知・啓発を図る。</p>

		19年の第166回国会において成立し、同年10月1日に施行された。	
C-2) インターナショナルスクールや外国大学日本校に関連する制度整備を通じて、外国人子弟の教育環境を整備する。			
○ 一定の要件を満たすインターナショナルスクールの整備に対する低利融資制度を実施する。	経済産業省、文部科学省、日本政策投資銀行	(経済産業省、文部科学省、日本政策投資銀行) 兵庫県及び東京都のインターナショナルスクールの校舎増改築工事を対象に、平成18年度は合計約6億円、平成19年度は合計約7億円の融資を実施済。	(経済産業省、文部科学省、日本政策投資銀行) 平成20年度も引き続き東京都及び神奈川県 of インターナショナルスクールより融資の相談を受けており、融資を実施予定。しかしながら、平成20年10月からの日本政策投資銀行の民営化に伴い、本融資制度は平成20年9月末を以て終了予定。
○ 外国大学日本校が専修学校・各種学校となることを希望する場合には、設置認可に係る権限を都道府県が有していることや、日本校の経済的基盤等の状況を踏まえながら、設置基準の趣旨等に関して必要な助言を行う。(再掲)	文部科学省	(文部科学省) 専修学校等となることを希望している外国大学日本校や関係の都道府県に対して、必要な助言・説明を行っている。なお、本件に関連し、テンプル大学ジャパンについては、従来専修学校設置を希望していたが、方針を変更し、大学設置の可能性について検討を進めているため、大学設置に関する必要な助言・説明を行っている。(再掲)	(文部科学省) 引き続き、必要な助言・説明を行っていく。なお、テンプル大学ジャパンに対しては、大学設置相談等の求めに応じ、適切に対応する。(再掲)
C-3) 外国人の医療への対応や、地域における多文化共生社会の構築に向けた取組等の環境整備を行う。			
○ 在留外国人の医療の便宜を図るため、外国医師の受入要請に対して、適切に対応していく。	厚生労働省	(厚生労働省) 平成16年度に通知を発出し、外国の医師又は歯科医師の受入れにつき、相手国において我が国の医師又は歯科医師の受入れがない場合においても、一定の条件の下で受入れを行うことや、受入要請の際の手續の簡素化等を行った。	(厚生労働省) 今後、外国医師の受入要請があれば適切に対応していく予定。
○ 地域における多文化共生社会を構築するための指針として総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、平成18年度中に、全都道府県・政令指定都市における指針・計画等の策定の推進を図る。	総務省	(総務省) ・平成18年度及び平成19年度において、「地域における多文化共生推進プラン」の普及を図るため、各地方ブロック毎の地域国際化連絡会議等を開催した。 ・平成19年度に実施した各地方ブロック毎の地域国際化連絡会議において指針・計画等の策定状況を調査、平成19年10月にその結果を公表。	(総務省) 平成20年度においても引き続き、地域国際化連絡会議等を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」の普及を図る予定。
○ 外国人の医療、子弟の教育、地域住民との摩擦など、現に生じている生活者としての外国人の問題について、外国人労働者問題関係府省庁連絡会議において、現状の分析を行い、その解決に向けたコストの負担のあり方にも留意しつつ、総合的な対応策を平成18年内にまとめる。その際、日本語教育の充実、就学案内等による不就学児童生徒対策の強化、標識・各種表示等の	関係府省庁	(関係府省庁) 「生活者としての外国人」問題については、外国人労働者問題関係府省庁連絡会議において検討を行い、平成18年12月25日に、①外国人が暮らしやすい地域社会づくり、②外国人の子どもへの教育の充実、③外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等、④外国人の在留管理制度の見直し等を内容とする「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」を取りまとめた。 ※ 日本語教育の充実、就学案内等による不就学児童生徒対策の強化、標識・各種表示等の外国語表記の拡大についても対応。	(関係府省庁) 今後、この総合的対応策に基づき、各省庁において、緊密な連携・協力のもと、効果的な実施を図る。必要に応じて連絡会議を開催し、総合的対応策のフォローアップを行っていく。

外国語表記の拡大などについても、関係府省庁等の連携により検討する。	(外務省) 外務省としては、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」での議論に寄与するため、諸外国における取組の関連情報の提供を行っている。	(外務省) 「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」の場において、引き続き適切なインプットを行う。
	(文部科学省) 在留する外国人が生活者として我が国の生活環境に円滑に適応するため、外国人児童生徒の母国政府との協議会の運営、日本語教育の充実、外国人児童生徒の就学促進等からなる外国人の生活環境適応加速プログラムを実施した。	(文部科学省) 引き続き、「外国人の生活環境適応加速プログラム」を継続し、在留外国人の日本の生活環境への適応を促進する。(平成20年度予算額は412百万円)

3 内外への積極的な広報

A. 国民理解の一層の増進のための国内広報活動			
○地方対日投資会議等を活用し、自治体のトップ等自らが外国企業を誘致するコミットメントを明らかにするための場を提供する。また、外国企業誘致活動に積極的に取り組む地域自らが対日直接投資による具体的効果等の普及啓発活動に努め、対日直接投資の促進が地域発の全国的な運動となるよう国として積極的な支援を行う。	内閣府、経済産業省、ジェトロ	(内閣府、経済産業省、ジェトロ) 平成19年1月に、地方対日投資会議(グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ・シンポジウム)を名古屋市にて、平成19年9月に地方対日投資会議としてインベスト・ジャパンとビジット・ジャパンの共同シンポジウムを神戸にて開催した。	(内閣府、経済産業省、ジェトロ) 平成20年度以降も、地方対日投資会議を開催する。
		(経済産業省・ジェトロ) ・平成18年7月、名古屋にて「GNI経済シンポジウム」を開催した。 ・平成18年10月、「日米投資イニシアティブ」の一環として、「日米投資促進セミナー」を仙台、横浜で、平成19年9月に「日米投資交流セミナー」を大阪で開催した。(再掲)	(経済産業省・ジェトロ) 平成20年秋頃に、国内で日米投資促進セミナーを開催予定。(再掲)
○対日直接投資が我が国に及ぼした効果について普及・啓発を行うため、投資による具体的成功事例の収集、M&Aの効果や地域雇用への貢献等に関する統計・数値分析等を行うとともに、各種広報媒体を活用して分かりやすく紹介する。	内閣府、経済産業省、ジェトロ	(内閣府) 平成18年度に「直近の対日投資企業の動向に関する調査研究」を調査し、その結果を平成19年3月にインベスト・ジャパンのホームページ上の「対日直接投資データベース」に公開した。(再掲)	(内閣府) 引き続き平成20年度においても対日投資企業の動向についての調査を実施し、結果をデータベースに掲載する等して、政府内での情報共有を行う。(再掲)
		(経済産業省・ジェトロ) 平成18年度及び19年度に外資系企業を対象に、対日投資環境に対する評価や今後の対日投資戦略に関するアンケート調査(直接投資に関する外資系企業の意識調査)を実施し、公表した。	(経済産業省・ジェトロ) 平成20年度以降も、外国企業による成功事例の収集及び周知を行う予定。
○他国の統計の整備状況やIMF等の国際的な基準を踏まえつつ、直接投資のより正確な把握に向けて、直接投資関連統計のあり方について検討を行う。	財務省(経済産業省)	(財務省・経済産業省) 平成19年5月公表の「本邦対外資産負債残高」では、以下を実施した。 - 直接投資残高の市場価格推計値を参考計数として公表 - 直接投資残高の報告義務が課せられていない者に係る直接投資に関する支払等のうち、現行の報告制度で把握可能なものを直接投資残高に反映。	—
○対内直接投資が自国経済に与	外務省、経済	(経済産業省・ジェトロ)	(経済産業省・ジェトロ)

<p>えた影響等に関する客観的なデータを整備するため、諸外国における具体的投資成功事例、投資誘致効果、投資誘致体制等について調査を行う。</p>	<p>産業省、ジェトロ</p>	<p>・平成 17 年度は、「諸外国における投資関連行政手続きに関する実態調査」及び「外国企業のM&Aによる対内直接投資の企業価値に与える影響実態調査」(定量調査編)を実施した。 ・平成 18 年度は、「外国企業のM&Aによる対内直接投資の企業価値に与える影響実態調査」(定性調査編)、「外資系企業 R&D 実態調査」を実施した。 ・平成 19 年度は、「アジアにおける世界主要企業の立地(集積)状況と企業誘致策に関する調査」、「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」を実施した。</p>	<p>平成 20 年度以降も、引き続き各種必要な調査を行う予定。</p>
<p>B. 海外に対する広報活動</p>			
<p>○我が国の投資歓迎姿勢を広くPRすべく、投資ミッションを派遣しつつ、閣僚級、自治体首長によるトップセールス活動を行う。また、大使や在外公館職員による海外での対日投資誘致のための恒常的なPR活動を実施する。</p>	<p>内閣府、外務省、経済産業省、ジェトロ</p>	<p>(外務省) 関係各省庁およびジェトロからの要請に対し、在外公館を通じたPR活動や各国政府高官および国際機関への働きかけを随時行っている。 (経済産業省・ジェトロ) ・平成 18 年 9 月にロンドン、11 月にシンガポール、サンフランシスコで対日投資シンポジウムを開催。平成 19 年には、6 月に韓国 京畿道、10 月にワシントン D.C.、マイアミ、11 月にデュッセルドルフで対日投資シンポジウムを開催した。(再掲) ・海外での対日投資シンポジウムや海外の主要経済新聞の特集時等に合わせ、広告を出稿するとともに、外国プレス向けの対日投資に係るプレスリリースや個別の情報提供を通じた記事化により、潜在的投資企業担当者の関心喚起を図った。</p>	<p>(外務省) 引き続き、関係各省庁およびジェトロからの要請に対し、在外公館を通じたPR活動や各国政府高官および国際機関への働きかけを随時行っていく。 (経済産業省・ジェトロ) ・平成 20 年 10 月にシカゴ、11 月にロンドン、12 月にパリで対日投資シンポジウムを開催する予定。(再掲) ・平成 20 年度も引き続き、海外でのイベントや主要新聞の特集に合わせて広告を出稿する予定。</p>
<p>○閣僚、自治体首長によるトップセールス、企業誘致やビジネスパートナー作りのための「場」の提供の観点から、海外における大規模な対日投資セミナーを開催する。</p>	<p>外務省、経済産業省、ジェトロ</p>	<p>(外務省) 関係各省庁およびジェトロからの要請に対し、可能な限り積極的に協力している。 (経済産業省・ジェトロ) ジェトロ主催により、平成 18 年 9 月にロンドン、11 月にシンガポール、サンフランシスコで対日投資シンポジウムを開催。平成 19 年には、6 月に韓国 京畿道、10 月にワシントン D.C.、マイアミ、11 月にデュッセルドルフで対日投資シンポジウムを開催した。(再掲)</p>	<p>(外務省) 引き続き、関係各省庁およびジェトロからの要請に対し、可能な限り積極的に協力していく。在外公館施設の有効活用の観点から、公邸・大使館事務所でのセミナー開催を一層慫慂する。 (経済産業省・ジェトロ) 平成 20 年 10 月にシカゴ、11 月にロンドン、12 月にパリで対日投資シンポジウムを開催する予定。(再掲)</p>
<p>○地域の投資関連情報(地域の産業集積、専門人材、企業、インフラ等の情報)を整備し、投資家が欲する内容に合わせ、情報をより充実さ</p>	<p>経済産業省、ジェトロ</p>	<p>(経済産業省・ジェトロ) 平成 18 年 10 月よりジェトロのウェブサイト上で、地域進出支援ナビを立ち上げ、賛同・協力している各地方自治体の誘致を推進する産業とその産業や研究機関の集積、地域のインフ</p>	<p>(経済産業省・ジェトロ) 利用者の利便性向上につながる改善に引き続き努めていく。地域進出支援ナビについて、デザイン変更を行うほか、英語、日本語に加えて独語、仏語、中</p>

<p>せていく投資家志向のウェブサイト を構築する。(再掲)</p>		<p>ラやインセンティブの魅力、投資エキスパート人材情報、既 進出外国企業情報を提供している。平成 19 年度は、地域進 出支援ナビ上に自治体誘致担当者や産業分野のエキスパー トを投資関連情報の総合案内役「投資情報コンシェルジュ」と して顔写真入りで登録し、外国企業からの質問を一元的に受 け付け回答する体制を築いた。また、自治体への質問をまと めた FAQ も構築した。さらに、「パートナー候補企業情報」を 提供するコーナーも加えた。(再掲)</p>	<p>国語、韓国語でも基本情報サイトを平成 20 年 10 月 に開設する予定。(再掲)</p>
<p>○国際観光の推進、特に訪日外国 人の旅行者の増大は国際理解の増 進等に資するため、ビジット・ジャパ ン・キャンペーンと連携した 海外で のPR活動を実施する。</p>	<p>内閣府、経済 産業省、国土 交通省、ジェト ロ</p>	<p>(経済産業省・ジェトロ) ・平成 19 年 9 月には、神戸市・大阪市において開催された 「第 9 回世界華商大会」を活用し、インベスト・ジャパン(内閣 府)及びビジット・ジャパン・キャンペーン(近畿運輸局)事業の 一環として日本・関西の魅力を発信し、海外からの対日投資 及び観光需要の更なる拡大を図る双方事業「インベストジャ パン/ビジットジャパンキャンペーン共同シンポジウム」を実施 した。(再掲) ・平成 19 年 11 月、デュッセルドルフにおいて、日本における 世界遺産と地方の特産品をあわせて紹介し、日本の魅力を 幅広くPRした。(再掲)</p>	<p>(経済産業省・ジェトロ) 引き続きビジット・ジャパン・キャンペーンと連携した 海外での PR 活動の展開を検討していく。</p>
<p>○外国の商工会議所等の活動に対 し、情報提供等の協力を行う。</p>	<p>経済産業省、 ジェトロ</p>	<p>(経済産業省・ジェトロ) ・外国大使館、関係機関等主催イベントの機会に、ジェトロの 対日投資支援事業に関する広報を実施した。 ・広く関係者に情報提供を行うためのセミナーを平成 18 年度 に 2 回開催し、平成 19 年度も 1 回開催した。</p>	<p>(経済産業省・ジェトロ) 既進出外資を含め日本でビジネスを行なう外国企 業にとって関心の高いテーマでセミナー等を実施す る。</p>